

[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア法

PU(A) 432/2011

2011 年取引表示(ハラール認証及び表示関連手数料)規則

国王裁可日

官報掲載日 第 55 卷、第 26 号、2011 年 12 月 30 日、追加第 177 号、法令(A)

この PDF の印刷日時 : 31-10-2025 18:42:40

マレーシア法
PU(A) 432/2011
2011 年取引表示(ハラール認証及び表示関連手数料)規則

目 次

序 文

1 略称及び施行日

2 認証の申請及び手数料

別 表 1

別 表

別 表 2

別 表 3

序 文

2011 年取引表示法[法第 730 号]第 69(2)(c)条により付与された権限を行使し、大臣は以下の規則を発する。

略称及び施行日

1 (1) 本規則は、2011 年取引表示(ハラール認証及び表示関連手数料)規則と称することができる。

(2) 本規則は、2012 年 1 月 1 日に施行される。

認証の申請及び手数料

2 2011 年取引表示(ハラール認証及び表示)令[P.U.(A)431/2011]第 7 号(1)に基づくハラール認証の申請及び関連事項について支払うべき手数料は、別表に定めるところによる。

[改正 P.U.(A)268/2018 : 規則 2]

別 表 1

国内取引に係るハラール認証手数料

(1) No.	(2) 項目	(3) 手数料(リングット)
1.	食品又は物品のハラール認証	
(a)	申請	1 件につき 20.00 リンギット
(b)	監査	
(i)	年間売上高が 300,000.00 リンギット未満のマイクロ産業	1 件につき年間 100.00 リンギット
(ii)	年間売上高が 300,000.00 リンギット以上 14,999,999.99 リンギット以下の小規模産業	1 件につき年間 400.00 リンギット
(iii)	年間売上高が 15,000,000.00 リンギット以上 50,000,000.00 リンギット以下の中規模産業	1 件につき年間 700.00 リンギット
(iv)	年間売上高が 50,000,000.00 リンギットを超える大規模産業	1 件につき年間 1,000.00 リンギット

2. ケータリングサービスのハラール認証
- (a) 申請 1 件につき 20.00 リンギット
 - (b) 監査
 - (i) 年間売上高が 500,000.00 リンギット未満の小規模産業 1 件につき年間 100.00 リンギット
 - (ii) 年間売上高が 500,000.00 リンギット以上 5,000,000.00 リンギット以下の中規模産業 1 件につき年間 400.00 リンギット
 - (iii) 年間売上高が 5,000,000.00 リンギットを超える大規模産業 1 件につき年間 700.00 リンギット
3. ホテルの厨房又はレストランのハラール認証
- (a) 申請 1 件につき 20.00 リンギット
 - (b) 監査
 - (i) 三つ星以下のホテル 各厨房又はレストランにつき年間 200.00 リンギット
 - (ii) 四つ星ホテル以上 各厨房又はレストランにつき年間 500.00 リンギット
4. ホテルの厨房又はレストラン以外の食品取扱施設のハラール認証
- (a) 申請 1 件につき 20.00 リンギット
 - (b) 監査 各施設につき年間 100.00 リンギット
5. ハラール認証を受けたホテルの厨房若しくはレストラン又は食品取扱施設の追加メニュー又は販促メニューのハラール認証
- (a) 申請 1 件につき 20.00 リンギット
 - (b) 監査 1 件につき 200.00 リンギット
6. と畜場のハラール認証
- (a) 申請 1 件につき 20.00 リンギット
 - (b) 監査
 - (i) 小規模産業 1 件につき年間 100.00 リンギット
 - (A) 1～2,999 羽の鶏、その他の家禽又はうさぎ
 - (B) 1～499 頭の山羊、羊又は鹿
 - (C) 1～49 頭の牛、バッファロー又はラクダ
 - (ii) 中規模産業 1 件につき年間 400.00 リンギット

- | | |
|--|------------------------|
| (A) 3,000～10,000羽の鶏、その他
の家禽又はうさぎ | |
| (B) 500～700頭の山羊、羊又は
鹿 | |
| (C) 50～100頭の牛、バッファ
ロー又はラクダ | |
| (iii) 大規模産業 | 1件につき年間 700.00 リンギット |
| (A) 10,000羽超の鶏、その他の
家禽又はうさぎ | |
| (B) 700頭超の山羊、羊又は鹿 | |
| (C) 100頭超の牛、バッファ
ロー又はラクダ | |
| 7. 食品又は物品製造サービスのハラール認証 | |
| (a) 申請 | 1件につき 20.00 リンギット |
| (b) 監査 | |
| (i) 年間売上高が 300,000.00 リン
ギット未満のマイクロ産業 | 1件につき年間 100.00 リンギット |
| (ii) 年間売上高が 300,000.00 リン
ギット以上 14,999,999.99 リン
ギット以下の小規模産業 | 1件につき年間 400.00 リンギット |
| (iii) 年間売上高が 15,000,000.00 リン
ギット以上 50,000,000.00 リン
ギット以下の中規模産業 | 1件につき年間 700.00 リンギット |
| (iv) 年間売上高が 50,000,000.00 リン
ギットを超える大規模産業 | 1件につき年間 1,000.00 リンギット |
| 8. 食品又は物品物流サービスのハラール認証 | |
| (a) 申請 | 1件につき 20.00 リンギット |
| (b) 監査 | |
| (i) 年間売上高が 300,000.00 リン
ギット未満のマイクロ産業 | 1件につき年間 100.00 リンギット |
| (ii) 年間売上高が 300,000.00 リン
ギット以上 14,999,999.99 リンギット
以下の小規模産業 | 1件につき年間 400.00 リンギット |
| (iii) 年間売上高が 15,000,000.00 リン
ギット以上 50,000,000.00 リンギット
以下の中規模産業 | 1件につき年間 700.00 リンギット |

(iv) 年間売上高が 50,000,000.00 リンギットを超える大規模産業 1 件につき年間 1,000.00 リンギット

[別表 改正(差替え) PU(A) 268/2018:規則 3]

別 表 2
国際取引に係るハラール認証手数料

(1) No.	(2) 項目	(3) 手数料(リンギット)
1.	食品又は物品のハラール認証	
(a)	マレーシアで登録され、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国で食品又は物品を製造する企業	
(i)	申請	1 件につき 200.00 リンギット
(ii)	監査	1 件につき 2,000.00 リンギット
(iii)	認証	認証 1 件につき 500.00 リンギット
(b)	マレーシアで登録され、ASEAN 加盟国以外で食品又は物品を製造する企業	
(i)	申請	1 件につき 200.00 リンギット
(ii)	監査	1 件につき 9,500.00 リンギット
(iii)	認証	認証 1 件につき 500.00 リンギット
(c)	ASEAN 加盟国で登録され、マレーシアで食品又は物品を製造する企業	
(i)	申請	1 件につき 200.00 リンギット
(ii)	監査	1 件につき 2,000.00 リンギット
(iii)	認証	認証 1 件につき 500.00 リンギット
(d)	ASEAN 加盟国以外の国で登録され、マレーシアで食品又は物品を製造する企業	
(i)	申請	1 件につき 200.00 リンギット
(ii)	監査	1 件につき 9,500.00 リンギット
(iii)	認証	認証 1 件につき 500.00 リンギット
(e)	ASEAN 加盟国以外の国で登録され、かかる国で食品又は物品を製造する企業	
(i)	申請	1 件につき 200.00 リンギット

	(ii) 監査	1 件につき 22,000.00 リンギット
	(iii) 認証	1 認証につき 10,000.00 リンギット
2.	ASEAN 加盟国以外の国で登録され、かかる国で食品又は物品製造サービスを提供する企業に対する食品又は物品製造サービスのハラール認証	
	(a) 申請	1 件につき 200.00 リンギット
	(b) 監査	1 件につき 22,000.00 リンギット
	(c) 認証	認証 1 件につき 10,000.00 リンギット
3.	ASEAN 加盟国以外の国で登録され、かかる国で食品又は物品物流サービスを提供する企業に対する食品又は物品物流サービスのハラール認証	
	(a) 申請	1 件につき 200.00 リンギット
	(b) 監査	1 件につき 22,000.00 リンギット
	(c) 認証	認証 1 件につき 10,000.00 リンギット

[別表2 改正(挿入) PU(A) 268/2018:規則 4]

別 表 3 その他の手数料

(1) No.	(2) 項目	(3) 手数料(リンギット)
1.	ハラール認証の再印刷	
	(a) 国内取引	証明書 1 件につき 50.00 リンギット
	(b) 国際取引	証明書 1 件につき 1,000.00 リンギット
2.	ハラールポスターの印刷	ポスター1 枚につき 50.00 リンギット
3.	ハラール認証を受けた食品又は物品の貨物運送状の発行	貨物運送状 1 通につき 100.00 リンギット

[別表3 改正(挿入) PU(A) 268/2018:規則 4]

改正一覧

改正法令	略 称	施行日
P.U.(A)268/2018	2018年取引表示(ハラル認証 及び表示関連手数料)(改正)規則	2018年10月23日